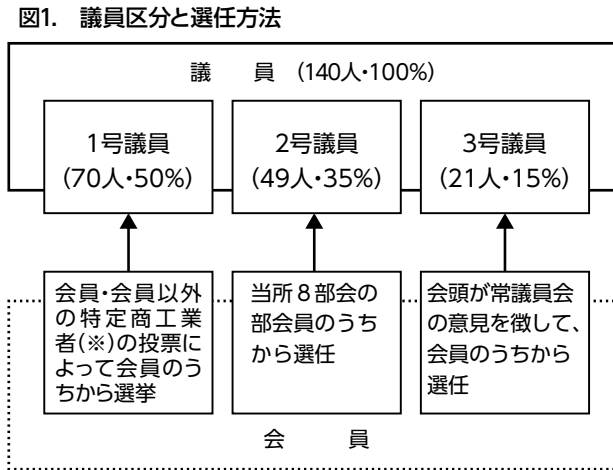


本年は役員・議員の改選期です

商工会議所の議員選挙・選任の仕組みを紹介します

①の「立候補届出期間」に立候補を受け付け、定数以上の立候補者があれば選挙が行われます。定数(70人)を超えなければ選挙管理委員会を開き、無投票で当選人が決定します。

《1号議員選挙》



※特定商工業者の詳細については、22ページをご参照ください

今年度は、3年に一度の仙台商工会議所の役員・議員の改選期です。「議員」とは、当所運営に会員企業の代表として参画いただく140人の方々と、商工会議所の事業運営の中心的な役割を担っています。議員の種別は1号から3号まで分かれ、選任方法も異なります(図1参照)。

今月号では、広く会員の皆さまに関わりのある1号議員の選挙・委任状の記載方法を中心に解説します。

図2. 委任状の記入例

委任状 会員名であること

持口数の範囲で分割も可能

○ ○ ○ ○ 殿に次の行為を委任する。
2019年9月26日執行の仙台商工会議所
1号議員選挙投票に関する行為一切

以上の通り委任する。

2019年 月 日

住所 仙台市青葉区本町 2-16-12

名称 ○ ○ 商会株 ○ ○ 商會之印

氏名 仙 台 太 郎 ○ 仙 台 印

委任状 会員名であること

○ ○ ○ ○ 殿に次の行為を委任する。
2019年9月26日執行の仙台商工会議所
1号議員選挙入場券受領に関する行為一切

以上の通り委任する。

2019年 月 日

住所 仙台市青葉区本町 2-16-12

名称 ○ ○ 商会株 ○ ○ 商會之印

氏名 仙 台 太 郎 ○ 仙 台 印

- ① 立候補届出期間
8月23日(金) ~ 30日(金)
- ② 立候補辞退期限(立候補者の確定)
9月6日(金)
- ③ 選挙日 9月26日(木)

委任状とは

選挙権は会員である第三者へ委任をすることができ、立候補予定の方やお取引先などから委任状の記入を依頼される場合があります。この場合の委任とは、「入場券受領」と「投票行為一切」の2種類の権利を委任することを指します。この2種類がそろふことで、委任状として認められます。

※押印する印鑑は社印、代表社印どちらでも構いません。

委任状記入の際の注意点

委任は会費口数(1口5,000円で法人は5口以上、個人は3口以上)の範囲内で、複数に分割して行うこともできます。ただし、持口数5口を超えて委任した場合すべてが無効となります(増口手続きをすることによる救済は可能)。ですから、特に、複数の立候補予定者から委任状を依頼された場合は、コピーするなどして委任した口数を把握しておくことをおすすめします。

委任状の記入例は図2をご参照ください。

11月1日に臨時議員総会を開き、140人の議員に当選・選任証書をお渡しするとともに、正副会頭・常議員などが選任され、新たな3年の運営体制が決定します。

問総務広報グループ(TEL 265-8182)